

Title	1930年代における温泉経営の展開と転地療養所運営：愛媛県道後温泉を事例に
Sub Title	Development of spa management and military sanatorium in the 1930s : a case study of Dougo spa
Author	高柳, 友彦(Takayanagi, Tomohiko)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2014
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.107, No.3 (2014. 10) ,p.317(11)- 342(36)
JaLC DOI	10.14991/001.20141001-0011
Abstract	本稿では、1930年代における温泉経営の歴史的変容について愛媛県道後温泉を事例に明らかにした。1930年代前半、利用客増加へ向けた開発等の施策が資金難の中、実現できなかった道後温泉は、日中戦争以降、転地療養所運営としての「銃後」の役割を担った。その後、1930年代末期の厚生運動の高まりと戦時景気によって利用客数が増加する中、課題であった源泉開発が実現し、温泉経営は新たな展開を迎えた。
Notes	特集：1940年代の地域社会と人の移動：日本帝国膨張・収縮期の地域社会 挿表
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20141001-0011

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

1930年代における温泉経営の展開と転地療養所運営—愛媛県道後温泉を事例に—

Development of Spa Management and Military Sanatorium in the 1930s: A Case Study of Dougo Spa

高柳 友彦(Tomohiko Takayanagi)

本稿では、1930年代における温泉経営の歴史的変容について愛媛県道後温泉を事例に明らかにした。1930年代前半、利用客増加へ向けた開発等の施策が資金難の中、実現できなかった道後温泉は、日中戦争以降、転地療養所運営としての「銃後」の役割を担った。その後、1930年代末期の厚生運動の高まりと戦時景気によって利用客が増加する中、課題であった源泉開発が実現し、温泉経営を発展させることができた。

Abstract

This study examines historical changes in hot spring spa management in the 1930s through a case study of the Dōgo Onsen spa in Ehime Prefecture. In the early 1930s, the Dōgo Onsen spa, which could not be developed further to accommodate the increasing number of guests due to funding difficulties, undertook the role of “home front” to operate the spa as a retreat sanatorium following the Sino–Japanese War. Subsequently, with the rise in guests resulting from the heightened welfare movement at the end of the 1930s and the wartime economic boom, the unresolved issue of developing of the spa was achieved, thus enabling the development of spa management.

1930 年代における温泉経営の展開と 転地療養所運営

——愛媛県道後温泉を事例に——

高 柳 友 彦

要 旨

本稿では、1930 年代における温泉経営の歴史的変容について愛媛県道後温泉を事例に明らかにした。1930 年代前半、利用客増加へ向けた開発等の施策が資金難の中、実現できなかった道後温泉は、日中戦争以降、転地療養所運営としての「銃後」の役割を担った。その後、1930 年代末期の厚生運動の高まりと戦時景気によって利用客数が増加する中、課題であった源泉開発が実現し、温泉経営は新たな展開を迎えた。

キーワード

温泉経営、転地療養所、地方行政機構、日中戦争、道後温泉

はじめに

本稿の課題は、1930 年代以降の旅行ブームの中、温泉地がどのような影響を受けながら、利用客数増加を目指した温泉経営を模索したのか、加えて、日中戦争下での転地療養所建設が温泉経営の展開にどのような影響を与えたのか、1930 年代から戦時期間にかけての温泉経営の歴史的変容過程を明らかにすることである。

第一次大戦以降、我が国の温泉地利用客数は増加の一途をたどり、明治期に 400 万人だった利用客数は、1920 年代に 1,700 万人、1930 年代には主要温泉地 50 か所で 2,600 万人にまで増加した⁽¹⁾。交通網の整備（時間短縮、費用低減）やメディアによる宣伝のほか、鉄道会社、旅行会社による誘致の施策（旅行費の低下を主とした切符の発売）が利用客数の増加を支えた要因であった。明治期まで湯治療養の場として長期間滞在者が利用客の中心であった温泉地は、1930 年代になると短期間滞在者（主に 1 泊 2 日）中心の観光・行楽の場へとその性格を変化させ、史跡・名勝を周遊する観光ルートの中に位置づけられるようになった。それぞれの温泉地は、旅行者の需要の変化に対応しながら、

(1) 山村順次『日本の温泉地』日本温泉協会、1998 年。

利用客数増加を模索し続けていたのである。

余暇生活の多様化の中で温泉地利用が展開する一方、満州事変以降の軍事行動が温泉地と軍隊との結びつきを強めることとなった。戦闘行為による戦傷者、劣悪な衛生環境の中での戦病者らは、戦地であった中国大陸から日本本土に移送され、各地の陸軍病院（衛戍病院）に収容された。特に、戦傷病者が増加する日中戦争以降、転地療養所や傷痍軍人療養所が全国の主要な温泉地に設置されるようになった。⁽²⁾1930年代後半以降の温泉地では、利用客数増加に向けた施策や住民への生活インフラ整備の対応に迫られるのに加え、傷病兵の受け入れによる療養所建設・運営の負担を抱えるようになった。温泉地は30年代後半以降の消費拡大を受けとめるだけでなく、傷病兵の療養所建設や戦時末期には児童らの疎開施設の提供など「銃後」の役割をも担ったのである。消費生活の拡大と銃後の支えといった2つの役割の狭間で、温泉地の地域社会や地方行政機構は様々な影響を受けていくこととなった。

1930年代以降の温泉地における地域社会の変容や観光地発展に関わる先行研究として、戦時期の民衆生活の様相（人々の消費生活や実態面）と国家政策との関わりに注目した高岡裕之の研究があげられる。⁽³⁾高岡は、それまで厳しい生活を強いられていたとイメージされていた1930年代後半から1940年代初頭における旅行ブームの実態とそれを後押しした厚生運動など国家政策との関わりを指摘し、戦時期の大衆文化の進展のありようを明らかにしている。ただ旅行が広く普及し都市から全国の観光地や温泉地に大量の利用客が訪れた政策的要因が明らかにされたものの、増加する利用客を受容する温泉地がこの事態にどのように対応したのか、温泉地側の動向や社会変容のありようはまだ残された課題であるといえよう。

一方で近年、地域史の側から軍隊の存在とその意義を問い直す研究が進められている。主な先行研究として荒川章二の豊橋、浜松を対象とした研究、坂根嘉弘らの軍港研究、上山和雄らの首都圏地域を中心とした『帝都と軍隊』、河西英通の高田の研究や最近の松下孝昭の研究などがあげられる。⁽⁴⁾いずれも平時から存在していた軍隊が地域社会とどのような関わりを持っていたのか、主に軍隊設置の地域に焦点をあてながら、地域側の誘致合戦、地域経済の動向、軍隊と地域社会の矛盾などが明らかにされている。ただ、平時との関わりに重きが置かれているため、転地療養所が設置される

(2) 軍隊と温泉地との関わりを考える際には、療養所に加え、学童疎開の問題を考えなければならない。大都市周辺の温泉地には多くの学童疎開が行われている。この点は今後、重要な研究となるだろう。

(3) 高岡裕之「観光・厚生・旅行——ファシズム期のツーリズム」赤澤史朗・北河賢三編『文化とファシズム』日本経済評論社、1993年。

(4) 荒川章二『軍隊と地域』青木書店、2001年。坂根嘉弘編『軍港都市史研究 舞鶴編』清文堂、2010年。河西英通編『軍港都市史研究 呉編』清文堂、2014年。上山和雄『帝都と軍隊』日本経済評論社、2004年。河西英通『せめぎあう地域と軍隊』岩波書店、2010年。松下孝昭『軍隊を誘致せよ』吉川弘文館、2014年。2014年以降、吉川弘文館から全国の地域と軍隊との関わりをまとめた『地域のなかの軍隊』全9巻の刊行が始まった。ただ、管見の限り本稿が対象とするような温泉地、観光地の記述は見受けられない。

温泉地など、戦時に軍隊との関係が構築されるような地域への関心が低い。本稿が注目する日中戦争以降の温泉地と軍隊との関係は、日露戦時の療養所建設と比べより長期に及ぶことで温泉地にも大きな影響を与えていくこととなる。「総力戦」下の旅行ブームに伴う温泉地発展の側面を注視しながら、傷病兵を収容する転地療養所の建設と銃後としての温泉地の役割を解明していくことは、当該期における軍隊と温泉地との関係の一端を明らかにすることにつながるだろう。

そこで本稿では、西日本最大の温泉地として著名な愛媛県道後温泉ならびに所在する道後湯之町の行財政運営を分析対象としていく。道後温泉は、戦前日本の温泉地において利用客数1位を誇り、日中戦争以降には、転地療養所が建設される軍事上、重要な温泉地であった。加えて、道後湯之町が道後温泉本館を中心とする温泉経営を行うなど、地方行政機構の役割が高かった地域でもあった。以下では、1930年代前半から後半にかけての道後温泉の温泉経営と療養所建設・運営がどのように展開したのか、また、温泉地を中心とする観光業の変化の中で、地方行政機構の行財政運営がどのような影響を受けるのか、道後湯之町の地域社会のありようの変化に注目していこう。⁽⁵⁾

1. 恐慌期前後の道後温泉

(1) 1920年代の動向と利用客数の減少

近世から温泉町として発展してきた道後湯之町は旅館業、置屋業、商業を生業の中心とする住民で構成された温泉町であった。⁽⁶⁾隣接する道後村の一部を1922年に合併した道後湯之町は、1920年時1,862人(男747人、女1,115人)だった人口が、両町村合併後の1925年に5,432人、1930年には6,737人に増加した。⁽⁷⁾1920年代以降、道後湯之町は松山市の市街地の拡大、道後村の合併によって温泉町としての性格を変化させたのであった。

道後温泉は近世には松山藩の松平家の管理下にあったが、明治以後、一部の地域住民が設立した源泉社と呼ばれる団体が源泉を管理し、その後、行政機構である道後湯之町が源泉管理、外湯施設運営に携わった。明治中期、伊佐庭如矢町長の下で行われた温泉施設建設では、総額20万円を超える規模で温泉施設の改築・建設が行われ、霊の湯、神の湯、養生湯といった有料の温泉施設、松湯などの無料の施設を整備した。その後も利用客誘致の施策として、第一次大戦期には約32万円の

(5) 本稿では、資料的制約から主に1930年代を対象として考察をしていく。1940年代における温泉地の社会変容の分析は今後の課題である。ただ、論点を指摘しておけば、戦時期においては、疎開のあり方や軍人利用の動向、戦後においてはGHQ支配下のRAA(Recreation and Amusement Association 特殊慰安施設協会)などの論点があげられるだろう。占領期のGHQの慰安政策に関しては、平井和子『日本占領とジェンダー』有志舎、2014年を参照のこと。

(6) 本節における第一次大戦期の道後温泉の記述に関しては、拙稿「源泉利用を通じた地域行財政運営の歴史的変容——戦前期道後湯之町を事例に」『歴史と経済』223号、2014年の内容を一部改訂している。

(7) 各年度『国勢調査』。

規模で浴室の改築・増築が行われるなど、道後湯之町が主体となって道後温泉の改良事業を進めた。道後湯之町の行財政運営の特徴は、行政機構が自ら様々な浴室建設等の施策を行い、外湯施設を運営し続けた点にあった。ただ、1920年代後半以降、人口増加に伴う生活インフラ整備に多額の費用が必要となる中、改良事業の費用として調達した多額の町債償還が重い財政負担となった。1920年代後半の道後温泉では、厳しい財政事情の下、利用客誘致に向けた事業展開を模索しようとしていたのである。

表1は浴室ごとの使用料と利用客数の推移をまとめたものである。道後温泉は、湯量が少なく内湯が整備できない温泉地であったため、利用客、住民らは町内に設けられた外湯施設を利用するしかなかった。運営されていた外湯は、浴室ごとに使用料が定められ、町民や附近住民が多く利用する浴室と旅館の宿泊客など外来者が多く利用する浴室にすみ分けられていた。道後温泉の場合、浴室利用だけでなく、大広間・個室での休憩もセットになっており、利用客はどの浴室で休憩・入浴するのか選べる仕組みであった（ただ、旅館の宿泊客と住民が同じ浴室を利用していた）。浴室は霊の湯、神の湯、養生湯、鷺の湯、西湯、砂湯、松湯と種類が分かれ、霊の湯は利用料が高い旅行者向けの施設であった。神の湯は1934年まで3室に分かれ、第1室は使用料が高く、第2室、第3室は住民向けの浴室だった。また、養生湯、鷺の湯、西湯はいずれも銭湯と変わらない、またはそれよりも安い値段で利用できる大衆的な浴室であった。⁽⁸⁾1900年代に約40万人程度であった利用客数は日露戦争後に80万人を超え、第一次大戦期には100万人を突破した。1920年代以降も利用客数を伸ばし、1927年には松山への国鉄開業、全国産業博覧会開催の影響で利用客数約130万人を記録した。それぞれの浴室の利用客数の変遷を確認すると、いずれの浴室も新設または改築することで利用客数を伸ばしていた。例えば、西湯（1922年新設）、養生湯（1924年改築）、鷺の湯（1927年改築）では、開業直後の利用客数が多く、利用客が新しい施設利用を志向していたことがうかがえる。湯之町が改良事業として新たな浴室建設や改築を実施した背景にはこうした利用客の動向も影響していたのである。

しかし、1927年を境に利用客数は減少に転じ、1930年代初頭にはピーク時の約3分の2まで落ち込んだ。実際、「『道後温泉』の宣伝に努めている道後湯之町の期待を裏切り、入浴客は逐年減少を示している」⁽⁹⁾ことが1932年の海南新聞で報じられるなど、1930年代初頭の湯之町では利用客数減少が大きな問題となっていた。当時、湯之町では過去10年間の浴客調査を行い1922年から1927年

(8) 1932年の条例では、3階の個室を利用する際には霊の湯、神の湯1室、養生湯いずれも一人40銭。2階の大広間を利用する場合は、霊の湯、神の湯、養生湯いずれも20銭であった。残りの浴室は休憩でさず入浴のみの利用であった。神の湯第1室、養生湯10銭、神の湯2、3室4銭、鷺の湯3銭、砂湯10銭、西湯2銭、松湯無料であった。

道後湯之町「温泉営造物使用料ニ関スル条例」（松山市教育委員会事務局所蔵、昭和7年議案会議録）。

(9) 「天下の霊泉にも浴客は減りゆく」『海南新聞』1932年7月6日。

表1 1920年代～30年代における浴室別利用客数と使用料

①利用客数										(単位：人)	
年	霊の湯		神の湯			養生湯		鷺の湯			
	男	女	1室	2室	3室	男	女	男	女		
1911	21,808	17,797	76,959	170,862	126,669	210,074	194,399				
1917	61,904	25,346	110,464	210,795	184,546	250,553	270,359	50,559	35,236		
1920	63,624	37,555	131,335	191,669	161,035	241,204	255,528	42,818	28,312		
1923	75,230	31,604	128,710	180,655	151,766	2,079		124,530	115,092		
1926	42,939	16,019	72,343	131,972	116,168	205,137	109,460	138,487	136,198		
1927	40,819	15,636	85,364	123,508	102,240	234,564	118,547	218,817	190,152		
1928	33,052	13,135	69,641	93,599	74,444	214,711	124,779	223,267	195,312		
1929											
1930	23,884	12,103	52,431	79,266	66,651	195,237	107,261	204,447	196,473		
1931	21,723	9,944	41,683	68,316	57,393	162,974	91,919	179,518	185,924		
1932	19,302	8,152	36,819	62,343	51,794	154,622	87,579	167,004	176,199		
1933	19,610	9,418	37,309	87,114	73,706	148,847	89,324	135,851	144,086		
1934	25,663	17,945	25,695	54,710	46,926	167,431	94,697	139,263	127,672		
1935	19,674	13,789	249,803	159,219				109,382	81,965		
1936	16,988	11,094	207,684	107,951		90,453	52,603	101,748	82,478		
1937	19,699	10,684	190,789	94,480		118,130	77,280	95,544	79,084		
1938	20,855	12,816	230,795	117,190		138,957	93,248	100,935	87,173		
1939	28,062	14,710	271,317	140,460		161,824	112,801	101,222	93,601		
1940	21,071	13,097	292,957	195,947		190,987	137,609	105,739	95,233		
1941	44,009	30,862	304,111	207,523		183,283	151,841	103,510	97,147		

年	西湯		砂湯		又新殿	留券	団体	廻遊券	増券	合計	定期浴券
	男	女	男	女							
1911										818,568	
1917										1,199,762	
1920										1,153,080	
1923	108,174	101,613	38,025	24,263	214	4				1,081,959	22,596
1926	100,930	112,037	19,173	15,170	708	2	1,264			1,218,007	15,529
1927	96,994	108,362	21,007	15,447	738	1	1,714			1,373,910	13,060
1928	88,947	109,417	18,122	14,629	806	3		160		1,274,024	13,272
1929										1,220,500	
1930	78,856	101,890	16,374	14,430	610	2				1,149,915	14,537
1931	77,401	90,480	13,432	10,705	485	1	7,399		1	1,019,298	14,197
1932	71,914	82,679	12,328	10,134	374		6,521			947,764	14,486
1933	68,998	85,577	13,883	11,103	396		28,583			953,805	15,525
1934	81,731	100,046	18,006	12,678	227	1	3,099			915,790	17,198
1935	86,394	99,569	3,060	1,673	86		7,111			831,725	21,643
1936	75,822	84,348	5		72	1	10,216			841,463	473,100
1937	73,334	75,584	1		37	3	19,461			854,110	487,740
1938	74,563	82,986			230	8	11,091		2	970,849	506,680
1939	64,145	68,778			275	2	13,782			1,070,979	526,920
1940	68,804	79,801			143	2	12,180			1,213,570	491,580
1941	72,637	90,780			52	1	8,529			1,294,285	478,560

注) 1923年・26年の鷺の湯は7室・8室の統計。1927年に7・8室を改良して鷺の湯が建設されたため。
 1923年の養生湯は5室の数字。養生湯は5・6室を改良して1924年に建設されたため。
 1934年は1・2室男のみ、3室女のみ、1・2・3室は1934年7月1日から一部休業し、曳移転後、翌35年に神の湯として開業。
 1935年は砂の湯が休業。
 1935年の神の湯・養生湯はそれぞれ男女別の合計。249,803(神の湯・養生湯 男)159,219(神の湯・養生湯 女)。
 1936・37年の神の湯は男女別の数字(神の湯・男)(神の湯・女)。
 1929年の詳細な統計はない。
 定期浴券は31枚つづりの回数券、1冊ごとにカウント、1936、37年の定期浴券は延べ人員。
 1924年から定期浴券の利用客数を除外しているため、1911年、17年、20年、23年の合計は、表1の数字と合わない点がある。
 表1の統計は1月から12月の数字(表2と多少のずれがある)。

参考：松湯

年	男	女
1911	116,820	89,200
1917	116,820	89,200
1920	116,820	89,200

表1 1920年代～30年代における浴室別利用客数と使用料（つづき）

②使用料		(単位：円、円未満は四捨五入)									
年	霊の湯		神の湯			養生湯		鷺の湯		合計	定期浴券
	男	女	1室	2室	3室	男	女	男	女		
1923	16,784	6,892	14,460	7,718	5,692	32		2,098	1,876		
1926	9,385	3,510	7,374	4,733	3,906	23,037	9,334	2,297	2,184		
1927	8,961	3,466	8,485	4,414	3,479	27,308	11,222	4,752	3,960		
1928	7,201	2,873	6,579	3,354	2,535	23,239	11,678	5,289	4,455		
1929											
1930	5,133	2,606	4,946	2,804	2,243	20,513	9,990	4,798	4,462		
1931	4,611	2,128	3,903	2,454	1,945	17,030	8,488	4,219	4,191		
1932	4,109	1,731	3,425	2,212	1,757	15,763	8,023	3,907	3,930		
1933	4,170	1,996	3,228	2,352	1,847	15,246	8,262	3,853	4,009		
1934	5,473	3,798	2,177	1,382	1,124	15,311	8,230	4,082	3,696		
1935	4,199	2,941	23,186	13,625				3,708	2,677		
1936	3,630	2,324	20,906	9,213		7,043	3,956	3,454	2,672		
1937	3,927	2,150	19,923	8,177		9,470	5,857	3,239	2,552		
1938	4,216	2,625	24,727	10,379		11,475	7,330	3,403	2,845		
1939	5,643	3,052	30,217	12,439		13,344	8,884	3,416	3,043		
1940	4,233	2,728	32,214	20,609		15,653	10,826	3,504	3,050		
1941	8,994	6,382	33,524	21,507		15,008	12,039	3,389	3,080		

年	西湯		砂湯		又新殿	留券	団体	廻遊券	増券	合計	定期浴券
	男	女	男	女							
1923	1,839	1,638	3,666	2,255	11	32				64,993	4,069
1926	1,657	1,754	1,783	1,338	71	16	40			72,418	5,466
1927	1,594	1,711	1,934	1,378	74	8	214			82,959	4,874
1928	1,455	1,733	1,665	1,292	81	24		8		73,460	5,513
1929											
1930	1,274	1,600	1,457	1,244	61	16				63,148	5,871
1931	1,239	1,420	1,208	914	49	8	567			54,375	5,592
1932	1,158	1,299	1,092	862	37		545			49,849	5,722
1933	1,106	1,340	1,154	874	39		2,137			51,611	6,389
1934	1,324	1,570	1,456	983	22	8	288			50,926	7,277
1935	1,559	1,744	240	128	8		647			54,662	9,887
1936	1,379	1,500	0		7	8	755			56,847	11,466
1937	1,332	1,351	1		4	24	1,567			59,573	11,962
1938	1,352	1,461			16	64	680		4	70,578	12,475
1939	1,166	1,229			14	16	964			83,424	13,408
1940	1,128	1,272			7	16	827			96,066	13,777
1941	1,156	1,397			3	8	727			107,214	14,006

出所) 1911, 1917, 1920年は『道後温泉誌』より作成、利用客数のみ。
各年度『道後湯之町事務報告書』から作成。

まで増加した期間で道後の黄金時代を迎えていたこと、その後、利用客数の減少傾向が続き、1932年の利用客数が過去10年間で最も少なくなることが予想されていた。1930年代初頭の利用客数を確認すると、霊の湯など使用料が高い浴室だけでなく、神の湯、養生湯、鷺の湯など道後温泉経営において中核を占めていた大衆湯の利用も減少傾向にあった(表1)。1920年代後半以降の不況の影響が道後でも色濃く反映され、温泉経営は深刻な事態を迎えていたのである。ただ、全国的な不景気の影響だけでなく、道後固有の問題として対岸九州の別府温泉との競争が利用客減少の要因の1つであったことも指摘できる。別府では20年代後半に共同浴場として浜脇高等温泉が開業したほか、湯布院など周辺観光地との連携、観光バスの登場によって観光地としての整備が行われ、利用客数を急増させていたのである。⁽¹⁰⁾ 実際、1910年代に登場した大阪と別府とを結ぶ大阪商船の航路は、

1920年代初頭に週3便程度であった運航数が1928年以降週6回の昼夜便に増発されるなど、別府温泉の好調ぶりがうかがえた。⁽¹¹⁾このように、不況、他の温泉地との競争関係の中、道後温泉は1920年代後半以降から続く温泉経営の不振をどのように打開していくのか、1930年代以降再び源泉開発と浴室の改良事業を模索していくこととなる。

(2) 1930年代初頭の温泉経営の展開

全国各地の温泉地で内湯が普及する中、外湯施設しかない道後温泉では、内湯整備を実現するための新たな源泉開発を模索し続けていた。道後温泉の源泉は、霊の湯の2つの浴室、神の湯の3つの浴室に源泉を供給している第1源泉と、養生湯などに供給している第2源泉の2つであった。実際、第一次大戦期の改良事業では、付近のドンコ堀を中心とした源泉開発や養生湯源泉（第2源泉）の改良・修繕が企図されたものの、源泉開発をめぐる町を二分する紛争を招いてしまった。⁽¹²⁾その後も浴室整備、新たな開発による湧出量の増加が計画され、ドンコ堀の開発をめぐる源泉開発が模索されたのである。⁽¹³⁾ドンコ堀は、道後温泉脇の道後公園内にあった堀で、湯之町の町長経験者で衆議院議員、松山市長を歴任した岩崎一高氏が個人として開発に着手した源泉だった。1915年に町に買収されたのち、岩崎氏が1927年に町長に就任後開発が行われたものの4年間で休止していた。⁽¹⁴⁾道後は、「各旅館に内湯の設備をなし得ないことが最大の欠陥で、将来外来客をさらにより多く吸収し町の発展を策する」⁽¹⁵⁾うえでドンコ堀開発は重要な施策の1つであった。ただ、ドンコ堀の「現在の湧出量が果たして何日迄続くか不明な上に若し之を利用するとせば加熱せねばならぬから相当の経費を要する」⁽¹⁶⁾ことから、1932年当時町当局は、ドンコ堀の詳細な研究調査の必要を主張するなど、開発に向けて慎重な立場をとっていたのである。

翌1933年、新たな改良事業案が提示された。湯之町では神の湯を含めた新たな浴室改築案が計画され「新生命線開拓のために公園前の元ドンコ堀跡にはボーリングをすえて温泉の湧出量を調査中、町財政の関係上一時中止していたが明八年度の予算には既報の如く一千円の調査費を置いて、神之湯浴場改造、家族湯建築計画をなすと共にボーリングもさらに調査を継続」⁽¹⁷⁾することとなった。具体的には「浴場の改築と家族湯の設置は現在の2・3室は建物がすでに腐朽し自然改築の必要に迫ら

(10) 別府市『別府市誌』1985年、488-516頁。

(11) 大阪商船株式会社『大阪商船株式会社五〇年史』162頁。

(12) 詳しくは、拙稿「源泉利用を通じた地域行財政運営の歴史の変容——戦前期道後湯之町を事例に」。

(13) 「実現を期待される道後温泉の『内湯』」『海南新聞』1932年10月21日。また、1928年には6,586円74銭が温泉調査及掘鑿費として計上されている（松山市教育委員会事務局所蔵、昭和3年議案会議録）。

(14) 景浦勉「道後温泉に於ける増湯発展史の一性格」『伊予史談』118号、1948年。

(15) 「実現を期待される道後温泉の『内湯』」『海南新聞』1932年10月21日。

(16) 「実現を期待される道後温泉の『内湯』」『海南新聞』1932年10月21日。

(17) 「神の湯の浴室改造」『海南新聞』1933年3月20日。

れているのでこの機会に一・二・三室を通じて養生湯の如くアフレ式として二浴室を設け、その西に隣あって小さい家族湯を新設⁽¹⁸⁾する計画だった。ドンコ堀の調査が再開されると同時に、1890年代の建設当初から唯一改良を行っていなかった神の湯が改築対象となった。表1からも確認できるように、神の湯の利用客数は、最盛期の約3分の1程度にまで減少していた。「神の湯は大衆向きにまた家族湯、売店、玉突場、遊覧場の新設等を目論⁽¹⁹⁾」いたように、高級湯であった神の湯第1室を大衆湯に改築し、あわせて第一次大戦期以来企図されていた家族湯新設を実現しようとしていた⁽²⁰⁾のである。その後、8月に3室あった神の湯の浴室を2室にする原案が可決され、以後改築が進められた⁽²¹⁾。神の湯の改築工事は、6月から10月の利用客数が少ない時期に行われることが計画されていた⁽²²⁾が、実際には7月から工事が始められ後期は2か月が予定された。神の湯の工事中は西湯に源泉が配湯され、西湯は徹夜営業を行った⁽²³⁾。

新聞報道では、改良事業の事業費は総額で4万円と計画されていたものの、神の湯の改築費のみで14,600円を予定していた。「神の湯の改造は道後温泉改装の第一期に策するものでこれが完成後は引き続き第二期改造計画に着手するはずである。第二期計画は多年の理想である家族湯の施設を実現するもの⁽²⁴⁾」とされたように、家族湯など計画の一部が先送りされ、神の湯の改修工事が優先されたためであった。改築費の一部は、町債による調達を予定しており、先に行われた1934年3月の町会において起債条件が議論された。提出された議案では、起債目的が「神ノ湯浴場改築費ニ充当ノ為」、金額「壹萬円」金利「年六分参厘以内」を予定し、時期については「昭和九年度但借入期月ハ借入先ニ協定ス」⁽²⁵⁾る内容であった。この起債は県への認可を待つて同年6月に「一ヶ年の短期債で市内銀行にその引受を求⁽²⁶⁾」めた。実際、仲田銀行が引き受け、翌1935年に返済している⁽²⁷⁾。こうして7月に始まった工事は、その後、源泉の工事を巡り開発推進派と反対派との間の対立を生じさせ、10月中の完成が実現できない事態を迎えた⁽²⁸⁾。加えて、「費用の如きも予算一万五千円では不足

(18) 「神の湯の浴室改造」『海南新聞』1933年3月20日。

(19) 「道後温泉の改築案計上」『海南新聞』1933年3月17日。

(20) こうした改築案にあわせて町会では温泉改良に関わる特別委員として臨時調査委員を町会議員から9名選出した。その内容は「神ノ湯浴場改造ニ関スルコト、家族湯建築ニ関スルコト、増湯計画トシテボーリング掘鑿ニ関スルコト」の事業に関する調査であった。「議案第一二号 臨時調査委員設置規定」松山市教育委員会事務局所蔵、昭和8年議案会議録。

(21) 「神の湯三室を二室とする」『海南新聞』1933年8月31日。

(22) 「設備を完全に食堂なども計画」『海南新聞』1934年3月22日。

(23) 「道後温泉のお化粧」『海南新聞』1934年6月6日。

(24) 「第二期計画に家族湯新設」『海南新聞』7月27日。

(25) 「議案第5号 神ノ湯浴場改築費ニ充当ノ為左記方法ニ依リ起債スルモノトス」松山市教育委員会事務局所蔵、昭和9年議案会議録。

(26) 「町債1万円」『海南新聞』1934年6月20日。

(27) 1935年の温泉場会計、臨時部歳出のうち、町債費23,979円の中で返済している。

(28) 「湧出井の掘下げ問題化」『海南新聞』1934年9月7日。

を生じ大体二万円に達するものと見られ（中略）改造に着手してみると色々予定，変更を生じ⁽²⁹⁾てしまったのである。事実，改築費は最終的に19,600円を支出し，改良工事の完成も翌1935年まで順延した。

ここで，1930年代初頭の温泉場経営の展開を表2で確認してみよう。上述したように，1927年以降の利用客数の減少によって使用料収入は減少した。年70,000～80,000円程度あった営造物使用料は1930年代初頭には50,000円台にまで落ち込んだのである。一方，支出の大半を占める営造物温泉場費は，利用客への接待を行う人員の人件費や提供する物品等の需用費がその主な経費であった。実際，1926年に43,000円程度だった営造物温泉場費（内訳では給料4,000円，雑給20,000円，需用費15,000円など）は，1932年には31,000円まで減少している（内訳では給料3,700円，雑給15,000円，需用費10,000円など）。これら経費削減は，退職金の見送りや人員の見直しを行い，「人員整理ト臨時雇入れヲ節約シタル結果⁽³⁰⁾」であった。加えて，1920年前後に発行した町債の償還が1926年に降始まっていることから（年間約15,000円），1920年代後半以降，収入減少と支出増加に陥った温泉場経営は節約を強いられる厳しい状況であった。

厳しい財政事情は1933年と1934年に雑支出を計上していない点からもうかがえる。例年雑支出で計上されていた一部の財源は，一般会計に繰り入れられていた。1920年代初めには，温泉場会計臨時部の雑支出の費目から毎年数万円が改良事業で調達した町債の償還費として温泉場増改築費に繰り入れられていた。しかし，1920年代後半以降も，数万円が湯之町の一般会計の繰入金に組み込まれるなど，その後も雑支出から一般会計への繰り入れが続けられた⁽³¹⁾。本来1910年代に作成された湯之町の会計条例では，温泉場会計から一般会計への繰り入れは原則禁止されていた。上述した雑支出からの繰り入れが認められた経緯については詳らかにできないものの⁽³²⁾，何らかの事情で繰り入れられていた雑支出が計上できないほど財政事情が厳しかったことがうかがえる。1934年の改築費はこうした状況の中で捻出されたため，小規模な改良事業にとどまったのである。

(29) 「道後温泉の改造遅れる」『海南新聞』1934年9月11日。

(30) 松山市教育委員会事務局所蔵，昭和6年議案会議録。

(31) 実際，1930年5,000円，1936年9,400円は，いずれも特別会計であった温泉場会計から一般会計へ繰り入れられている（各年度の議案会議録を確認）。他の費目との関係については，拙稿，「源泉利用を通じた地域行政運営の歴史の変容——戦前期道後湯之町を事例に」第2表を参照のこと。

(32) この点，筆者は1910年代の特別会計設置時の条例から温泉場会計の一般会計への繰り入れを原則禁止する点を明らかにしている。ただ，1920年代の改良事業の際には，先に指摘したように，温泉場会計から雑支出とし改築費に繰り入れていたことを確認している。1922年の一般会計（歳出歳入決算表）の繰入金2,306円は温泉場会計とは関係していない費用であった。しかし，1925年度では温泉場費から6,400円が繰入金として一般会計に繰り入れられている。この点の事情については，1923年24年での変化を明らかにする必要があるが，現在この年度の資料が存在しないため詳らかにできない。ただ，20年代の改良事業で多額の資金を雑支出から改良事業のみの特別会計に繰り入れていた流れの中，使用料収入が上昇していた事情が大きく影響し，剰余金の一部を一般会計への補填として利用するようになったことが想定される。

表2 道後湯之町温泉場歳入歳出決算

(単位：円)

		費目／年	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
歳入	經常部	营造物使用料	65,665	59,873	57,431	58,905	61,265	66,394	71,008
		雑収入	1,123	1,087	782	611	999	1,154	1,155
		繰越金	1,447	80	12		5,521	3,174	4,416
		町公債					10,000		
		繰入金	796				2,513		
	歳入經常部合計	69,031	61,039	58,225	59,517	80,297	70,722	76,580	
臨時部	町公債								
	繰入金								
		歳入総計	69,031	61,039	58,225	59,517	80,297	70,722	76,580
		費目／年	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
歳出	經常部	营造物温泉場費	37,332	33,787	31,116	34,518	35,231	33,865	38,902
		雑支出	21	22	52	26	35	35	
		諸税および負担	283	414	637	637	637	628	628
		財産費	1,025	1,025	1,025	1,025	951	507	507
		公会堂費	951	928	1,098	1,040	1,047		
	歳出經常部合計	39,612	36,176	33,927	37,246	37,901	35,036	40,037	
	臨時部	营造物温泉場費							
		調査費	5,244	1,476		1,000	1,664		949
		寄付金	720	576	576	826	1,317	1,407	682
		土地建物買入費 (温泉敷地買収費)							
		改築費(増築, 改築, 建築, 修繕費)	1,886				21,688	2,580	
		補助費	300						700
		町債	15,000	15,000	15,000	14,924	14,355	23,979	13,468
雑支出		5,000	7,800	8,722			3,274	9,400	
その他	1,189	0	0	0	200	30	30		
歳出臨時部合計	29,339	24,852	24,298	16,750	39,223	31,270	25,229		
		歳出合計	68,951	61,028	58,225	53,996	77,124	66,306	65,266

注) 改築費は、増築用設計費、増築用借地費、建築費、改築費、温泉建築費、温泉場改築費、温泉場修繕費、温泉事務所新築費を含む。

臨時部のその他の内訳は以下のとおり。

1930年上水道費。1934～36年鷲谷遊園地施設費。

円未満を四捨五入のため、合計と必ずしも一致しない。表2の会計年度は4月から3月であるため、表1との数字とは誤差がある。

出所) 松山市『松山市史料集』第12巻、1029～1052頁より作成。

原資料は、各年度道後湯之町『温泉場会計決算表』。項目の詳細等については原資料から引用。

また、第一次大戦期に生じなかった問題として、人口増加に伴うインフラ整備の存在があげられる。道後湯之町は道後村を一部合併するとともに松山市の市街化の影響から人口が急増していた。電気・水道といった生活インフラ整備が急務となり、神の湯改良工事が行われた1934年には「道後

湯之町では起債十三万円を投じて来る十月から上水道工事に着手するの予定をもって計画して⁽³³⁾いた。温泉経営にだけ湯之町の財政資源を集中することができなくなっていたのである。第一次大戦期の改良事業のため発行された町債の償還、上水道整備に伴う新たな町債発行の負担から振り向けられる資金は限られていた。利用客数減少の事態に小規模な改良事業を実施するしかできなかった湯之町の温泉運営は、資金面で限界を迎えていたといえる。

2. 1930年代半ばの道後温泉

(1) 新たな事業計画と利用客数の停滞

神の湯の改築は1935年2月4日に完了⁽³⁴⁾し、いくつかの問題を抱えながらも2月14日に新たに開業した。早くも同月終わりには、第二期計画が具体化することになった。その内容は、「昭和十年度においては第二段の事業として西湯の改造を計画し、目下町当局に置いて具体案の研究を行ひつつある（中略）従来の西湯を半官半民的経営とし出来れば伊予鉄、町有志組、町当局の三者による組合的経営に移し（中略）五階ぐらいの建造物とし、一階を浴場、二階を遊戯場、三階を食堂とする、遊戯場には玉突台、囲碁、将棋、麻雀等大人のものをはじめ子供の天国として種々の斬新式娯楽設備を施す、食堂は大衆食堂として浴客の便宜を計る⁽³⁵⁾」というものであった。確かに、「適当な娯楽のない町である^{もつと}尤も松ヶ枝町と言ふ花柳界もあれば道後公園もありはするが、果たして之だけの娯楽設備だけで浴客を満足せしめる事が出来るか否か疑はれる次第⁽³⁶⁾であ」ったと以前から道後における娯楽施設の不足は指摘されていた。湯治療養の場であった温泉地の多くが1920年代以降の旅行ブームの中で観光・行楽の場へと変化していく中、道後でも利用客のための遊覧・娯楽施設の必要性が高まっていたことがうかがわれる。改良の対象となった西湯は、1922年に新設された住民向けの大衆湯で、神の湯の改築中には代替施設として利用されていた。開業当時男女合わせて20万人程度だった西湯の利用客数は、1933年には15万人程度に減少し、加えて使用料収入も年間1,500円前後と、収入に占める割合は数%に過ぎなかった。この西湯を改良し娯楽施設を併設することで、新たな利用客誘致の方策としたのであった。ただ、改良後の経営を鉄道会社、町の有志、行政機構による組合事業と計画していた点は、上述した湯之町財政の限界を示していたといえよう。

1935年末に県会において「道後に県営の観光ホテルを建設することなどが計画され、一方松山観光協会においても新春にはいるとともに各種計画について具体的研究を進め⁽³⁷⁾」るなど、西湯を含め

(33) 「一足お先に湯之町の上水道」『海南新聞』1934年7月11日。

(34) 「道後温泉改築」『海南新聞』1935年2月5日。

(35) 「道後温泉の第二期計画 宝塚式に改造」『海南新聞』1935年2月27日。

(36) 「道後温泉には娯楽機関が少い」『海南新聞』1928年11月22日。

(37) 「温泉境道後の拡充に霊の湯と西湯改造」『海南新聞』1936年1月8日。

た改造計画は、県行政を巻き込んだうえで 1936 年以降具体的に進展することとなった。湯之町は「先きに神の湯の改造や上水道の設備に多大の経費を使用し新計画の樹立実現は相当困難な立場にあつ⁽³⁸⁾」たが、「西の湯前を通る道後、三津、高浜道路の拡張工事が近く着工されるのでこれを機会に改造を断行せんと⁽³⁹⁾」しようとした。神の湯の改良工事に続く第二期の改良事業は、県行政による松山、道後における観光政策の展開とも深く関わっていたのである。史料 1 は、1935 年 12 月に湯之町から愛媛県へ提出された道路建設の陳情書であり、県行政の積極的な関わりをうかがい知ることができる。

史料 1 陳情書（一部）⁽⁴⁰⁾

（下線は引用者）

過般ノ通常県会ニ於テ観光事業ト産業トノ関係ヲ解キ其施設ノ重要性ヲ強調セラレ且ツ松山道後ヲ中心トスル観光施設ノ完成ニ関スル建議案ヲ全会一致可決セラレタルヲ聞キ誠ニ時代ノ要求ニ応ジタル機宜ノ御決議ナリト深く感謝シ敬意ヲ表スル次第ニ候此時ニ当リ観光ト温泉ノ不離不則ノ関係ニ□□コトヲ思フ時、本県下唯一ノ道後温泉ヲ織込ミタル観光施設ノ完備コソ最モ緊要、適切ナルモノナルコトハ多言ヲ要セザル処ナリト信シ申候

県当局ニ於カレテモ此処ニ着眼セラレ本施設ノ一端トシテ高濱ヨリ三津、松山ヲ經由シ道後ヲ結ブ県道ノ改修ニ着手セラレタルコトハ誠ニ慶賀ノ至リニ堪ヘザル処ニ候

（以下略）

昭和拾年拾貳月七日

温泉郡道後湯之町長 梅木勘三郎

愛媛県知事大場勘次郎殿

史料 1 からうかがえるように、1935 年末に愛媛県会は道後・松山を中心とする観光事業の発展のため施設整備を決定し、関西からの観光客の玄関口となる高濱（港がある海岸沿いの町）と松山、道後を結ぶ道路改良を決定していた。

県行政による積極的な観光政策への関与の背景には、後述するような松山や三津、道後をめぐる市町村合併といった政治的問題も関わる一方、松山や道後温泉をめぐる観光事情の悪化といった問題があげられる。この点、1936 年年頭、愛媛出身の評論家水野廣徳が海南新聞の紙面において「松山と道後」という論考を残している。ここで水野は厳しい状況にあった道後温泉の実状について以下のような感想を述べている。「道後温泉も、全国交通機関の発達に伴ふ新温泉場の開拓出現に依り、今は漸く温泉界の落伍者たらんとする虞がある。温泉湧出量が少くて旅館に内湯の無きことと交通本線外に逸出せることとは温泉場としての自然的致命傷である上に海 1 つ距てた対岸には全国

(38) 「温泉境道後の拡充に霊の湯と西湯改造」『海南新聞』1936 年 1 月 8 日。

(39) 「温泉境道後の拡充に霊の湯と西湯改造」『海南新聞』1936 年 1 月 8 日。

(40) 松山市教育委員会事務局所蔵、昭和 10 年議案会議録。

一の称さへある別府の温泉がある。恵まれざる道後温泉よと叫ばざるを得ない⁽⁴¹⁾。そして、道後の問題点として、内湯の設備がなく不便である点、入浴料の高さ、町民ら住民との混浴等の混雑さをあげ、その解決策として、旅館を合同させたうえで宿代を低下、住民用と旅客用の浴室の分離、現代式遊業地の設立などを提案していた⁽⁴²⁾。全国的な旅行ブームの中、周遊ルートの形成に伴う温泉地の二極化の流れの中で、道後温泉は厳しい状況に追い込まれていたのである。

実際、道後温泉の利用客数の推移に大きな変化が生じていた。表3は1920年代後半から1930年代の月別の利用客数を表したものである。1年の中で道後温泉の利用客数が多い時期は3～5月と10～12月であった。夏場は利用客数が少なく、1934年に行われた神の湯の改良工事が7月から始められたのにはこうした事情が背景にあった。1928年の利用客数を100とした場合、各年各月の利用客数を指数で表したものが表3の下表である。神の湯が工事のため休業した1934年7月以降、前年度に比べ各月の利用客数が落ち込んでいることが確認できる。しかしより大きな問題は、翌1935年2月に神の湯が開業したのちも利用客数の減少傾向は継続し、1935年4月から9月までの利用客数が1927年から1941年の中で最も少ない水準であったことであった。神の湯が開業したにも関わらず、1935年は利用客数83万人と日露戦争時の水準まで落ち込んでしまったのである。

これまで道後温泉は、浴室を新築、改築させるたび、新たな浴室の利用客数を増加させることで、道後温泉全体の利用客数増加を実現してきた。実際、1910年代以降から続く浴室の改築はその効果を持続させるために行われていたのである。しかし、表1で確認できるように、1935年の霊の湯、鷺の湯の利用客数が減少（霊の湯は男女43,000人から32,000人、鷺の湯は男女26万人から19万人）する中、新たに開業した神の湯の増加した利用客数ではその減少分を埋めることが困難であった（1935年の神の湯の利用客数は養生湯との合計になっている）。道後温泉はこれまで利用客数の増加を実現してきた浴室改築によっても減少傾向に対応できない構造的問題に直面したのである。水野は、道後をめぐる急激な状況の変化に対応できない道後の問題点を指摘していたのである。こうした事態を開閉するため、県行政を交えた道後温泉の発展策が1936年以降模索されていくこととなった。

(2) 温泉経営の模索と県行政の施策

1936年1月、経済部長、総務部長といった県行政の中心人物らのほか、観光協会関係者、伊予鉄、五十二銀行など地元有力企業関係者、道後温泉関係者らが出席した懇談会が開催され、松山、道後における観光施設整備に関する議論が行われた⁽⁴³⁾。動物園、水族館、プール、ドライブウェイといった諸施設について今後の調査研究が必要と判断された一方、県営による観光ホテル建設が具体的に議論された。その観光ホテルの「建設内容は資本金二十万円でこのうち十五万円は預金部より年三

(41) 「松山と道後」『海南新聞』1936年1月1日。

(42) 「松山と道後」『海南新聞』1936年1月1日。

(43) 「二十万円投じて県営観光ホテル」『海南新聞』1936年1月12日。

表3 1920年代後半～1930年代における道後温泉利用客数(月別)

(単位:人)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
1927	97,281	89,855	108,534	208,195	150,034	108,976	99,820	105,460	96,268	118,284	100,652	90,551	1,373,910
1928	105,517	93,064	124,107	143,369	126,663	99,042	101,866	102,138	92,455	104,938	89,685	91,080	1,273,924
1929													1,220,500
1930	98,243	92,148	114,899	137,948	109,647	97,273	83,065	87,902	82,923	88,428	79,116	78,323	1,149,915
1931	78,955	73,571	99,108	117,416	105,103	84,001	78,895	91,331	69,217	79,654	71,670	70,376	1,019,297
1932	79,783	72,167	85,410	110,287	93,984	75,202	70,216	77,578	67,912	81,859	67,500	65,866	947,764
1933	78,664	65,424	90,917	114,529	93,728	76,226	68,721	74,219	73,617	78,714	71,064	67,982	953,805
1934	75,381	68,385	86,385	125,730	103,615	80,320	60,261	65,981	57,637	74,408	59,033	58,454	915,790
1935	68,209	65,732	82,337	98,995	84,125	60,618	57,446	62,235	53,058	74,872	62,659	57,439	831,725
1936	71,596	59,477	82,353	105,139	87,484	64,168	58,746	62,068	56,746	70,812	62,190	60,684	841,463
1937	72,259	61,756	86,307	118,818	83,321	63,806	59,424	62,573	63,510	68,905	61,981	61,450	864,110
1938	79,009	73,055	97,732	119,419	94,185	73,496	61,573	75,492	69,327	83,403	75,306	73,852	975,849
1939	93,521	79,624	97,906	127,614	102,163	78,214	74,257	80,673	75,344	91,112	86,155	84,396	1,070,979
1940	104,445	95,252	113,497	135,768	116,754	93,002	84,413	99,977	84,773	97,557	94,587	93,545	1,213,570
1941	116,060	96,927	124,256	142,811	112,646	98,414	94,470	108,439	96,554	104,448	105,227	94,033	1,294,285

(単位:1928年を100とした場合)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
1927	92	97	87	145	118	110	98	103	104	113	112	99	108
1928	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1929													96
1930	93	99	93	96	87	98	82	86	90	84	88	86	90
1931	75	79	80	82	83	85	77	89	75	76	80	77	80
1932	76	78	69	77	74	76	69	76	73	78	75	72	74
1933	75	70	73	80	74	77	67	73	80	75	79	75	75
1934	72	73	70	88	82	81	59	65	62	71	66	64	72
1935	65	71	70	69	66	61	56	61	57	71	70	63	65
1936	68	64	66	73	69	65	58	61	61	67	69	67	66
1937	68	66	70	83	66	64	58	61	69	66	69	67	68
1938	75	78	79	83	74	74	60	74	75	79	84	81	77
1939	89	86	79	89	81	79	73	79	81	87	96	93	84
1940	99	102	91	95	92	94	83	98	92	93	105	103	95
1941	110	104	100	100	89	99	93	106	104	100	117	103	102

出所)表1と同じ。

分八厘の低利資金の融通を受けて建築費にあて、残る五万円は株式組織として資金を集め、経営費に充当せんとするものであり、場所は道後公園内若しくは西湯裏手の高台を予定⁽⁴⁴⁾していた。建設予定地であった道後温泉もホテル建設に賛意を示す中、観光ホテル建設とあわせて公園近くのドンコ堀の源泉開発にも関心があてられるようになった⁽⁴⁵⁾。

県行政が観光ホテル建設を主導した背景には、当時の全国的なホテル建設ブームの影響があった。1920年代後半以降、ジャパンツーリストビューローを中心に、積極的な外客誘致政策が展開されていたからである⁽⁴⁶⁾。海外からの旅行者誘致が外貨獲得手段として捉えられ、旅行者増加のための観光施策としてリゾート地を中心としたホテル建設が位置づけられたのである⁽⁴⁷⁾。ただ、ホテル建設資金の多くを預金部資金からの融通で調達する予定であったが、融資を受けるためには、外国人客誘致が主体であることが前提とされた⁽⁴⁸⁾。そのため外国人誘致を目的としたゴルフコースやダンスホールの建設を企図したもの⁽⁴⁹⁾、元来、道後、松山を訪れる外国人が少ない中で、これら外国人客誘致策は頓挫し県行政によるホテル建設は順調に進まなかった⁽⁵⁰⁾。リゾート地としての歴史がない道後に国からの資金を投じて観光ホテルを建設するには無理があったのである⁽⁵¹⁾。その後、県営観光ホテル構想は、民間有力者によって設立する動きも見られたものの具体化することはなかった⁽⁵²⁾。

県行政を巻き込んだ観光施策の展開の背景として、利用客数減少に悩む道後の事情に加え、松山市と周辺町村との合併問題も深く関わっていた。松山市と道後湯之町の合併問題は第一次大戦前から数度机上に上がり、そのたび、湯之町側の反対によって実現しなかった⁽⁵³⁾。ただ、道後と松山を中心とした観光施策は「三津高濱両港の合併、さらに大松山港の建設、松山観光協会を中心とする観光施設の拡充、道後温泉の改造、道後高濱間の道路建設など」⁽⁵⁴⁾多岐に及ぶだけでなく、関係市町村の

(44) 「二十万円投じて県営観光ホテル」『海南新聞』1936年1月12日。

(45) 「観光ホテルの候補地は道後公園に」『海南新聞』1936年1月14日。

(46) 日本交通公社編『日本交通公社七十年史』1982年。

(47) 当時の代表的なリゾートホテルは、大倉が建設した上高地帝国ホテル、川奈ホテル、赤倉観光ホテルなどがあげられる。

(48) 「観光ホテルの資金借り入れ至難」『海南新聞』1936年1月31日。

(49) 「道後に近代的施設 まづ外客誘致へ」『海南新聞』2月8日。

(50) 大蔵省とのやりとりの中でほとんど外国人旅行者が来ない道後において「県営をもって観光ホテルを建設すると云ふ理論は成り立たむという理由」から立ち消えとなった。「道後に県営の観光ホテル」『海南新聞』1936年3月2日。

(51) 建設低利資金融通規定によって建設、改善されたホテルは、蒲郡ホテル（30万円の低利融資と10万円の自己資金）、琵琶湖ホテル（30万円の低利融資と20万円の自己資金）など、いずれも大規模かつ経営主体が株式会社による民間であった点が特徴であった。ほかには、上高地ホテル、雲仙観光ホテル、唐津シーサイドホテル、名古屋ホテル、河口湖ホテル、川奈ホテル、ホテルニューグランド、新大阪ホテルがあげられている。「県営観光ホテル」『海南新聞』1936年1月15日。

(52) 「一大観光ホテル」『海南新聞』1936年4月26日。

(53) 松山と道後との1920年代までの町村合併の動向については、注6の拙稿を参照のこと。

(54) 「松山三津道後の合併」『海南新聞』1936年1月15日。

協力が不可欠な施策ばかりであった。こうした施策の実現へ向けて、海南新聞では合併への期待が述べられていた。「観光施設を拡充するためには三津濱乃至高濱、松山道後を一貫した共同動作が必要でなければならぬ。(中略) 合併の本質、基礎は実際生活上、地方発展の区域を基本としてこれに行政区域を一致せしむるを理想とするが、相関性を有する松山市附近町村の合併もこの理想にピッタリあてはまる格好のものではないだろうか。(中略) この合併問題は松山市を中心とする中予発展の原動力となるべきものである⁽⁵⁵⁾」と伝えられるように、観光施設建設等の協調ということから松山を中心とする町村合併の進展を望んでいた。その後、県行政は松山を中心とした合併に乗り出す動きを見せ、3月には県知事が松山、三津、道後の合併幹旋に乗り出すことが報じられている⁽⁵⁶⁾。

そうした中、1936年9月、海南新聞と道後湯之町の主催で道後温泉発展座談会が催された。この座談会は県行政の部長クラスをはじめ松山、道後の政財界の重鎮ら総勢30名を超える出席者によって開催され、今後の道後温泉の発展のありようを議論する場として設けられたのである。松山・道後の観光施策を担う人々らが参加した座談会での発言から、彼らが道後の発展策をどのように捉えていたのか見ていこう⁽⁵⁷⁾。

座談会では道後湯之町町長、松山市長を歴任しドンコ堀開発にも関わった岩崎一高が座長として、それぞれの出席者が道後温泉において問題と認識している点について述べ、話し合いをしている。県行政の各部長らの議論の特徴は、他の温泉地と比較したうえでの道後温泉の問題点を指摘した点だった。例えば、総務部長であった白井は「内湯をこしらえるのもその一つと思ふが泊ったら一日の清遊が出来てゆっくり落ち着ける位の保養設備は必要かと思ひます⁽⁵⁸⁾」と述べている。加えて猪俣学務部長は「各旅館に内湯の施設の出来る事は結構だが道後の湯が少い所であれば現在のままでの発展策を考えたい、(中略) 他府県よりも宿賃が高い割に女中のサービス、食事がよくない、それでは旅人は一ぺん来たら二度とは来まい(中略) 道後は見る所が少いから(中略) 附近の名所に案内される設備をして一日でもゆっくり道後に泊まってもらう工夫せねばならぬと思ひます⁽⁵⁹⁾」と述べている。両者は、内湯設備の重要性を認識しているものの、源泉開発の困難さから遊興施設など設備の充実を図ることを主張していた。加えて、「他府県の人に聞いてみても十人の中九人までは(道後を——引用者注) つまらぬ温泉だと言ひ、度々行って見たいと言つて居る人は少い。その原因の一つは旅館といふところにはなしなないか、旅をする人は旅館とかサービスと言ふ事に非常に気をつける、道後はこの点にかけているのではないと思ふ⁽⁶⁰⁾」と関経済部長が述べるように、旅館サービスの

(55) 「松山三津道後の合併」『海南新聞 1936年1月15日。

(56) 「松山・三津・道後合併」『海南新聞 1936年3月5日。

(57) 海南新聞の主催で行われた座談会は9月27日の午後1時より5時まで行われた。会での発言については1936年9月29日から10月7日まで計7回、連載された。

(58) 「道後発展座談会(二)」『海南新聞 1936年9月30日。

(59) 「道後発展座談会(二)」『海南新聞 1936年9月30日。

(60) 「道後発展座談会(三)」『海南新聞 1936年10月1日。

低さも問題とされていた。いずれも旅行客の立場を意識した指摘であり、サービスの低さや旅館の設備、遊興施設の不足といった点に議論が集中していたのである。

また、伊予鉄道や自動車会社の関係者、松山駅長らは、道路拡張といったインフラ整備とともに、「道後の繁栄発展策としては石鎚面河の大自然美を利用」⁽⁶¹⁾することや「現在のままの設備でどうすれば誘致する事が出来るかその一方法としては宣伝に力を入れることが必要である」⁽⁶²⁾点を指摘し、他所と比べて宣伝も少なく、周辺観光地との連携が不足する道後の問題を指摘している。県行政や交通機関の関係者らは、内湯の必要性は認めつつも源泉開発が進展しない中、利用客増加への現実的な施策として、遊興施設や観光施設の整備、他所と比較して不足している旅館等のサービス向上、面河や石鎚など愛媛全体の地域を含めた観光ルート形成といった施策を重視していたことがうかがわれる。

一方、道後温泉の関係者らは道後の発展に不可欠な施策として内湯整備ならびにそれを可能にするための源泉開発の実現を強く主張していた。岩崎一高は、「温泉の発展は湯量の増加にあると思ふ。道後の発展は県の発展でもあり、また県のためだ。道後で金がなければ県でボーリングをやるべきだ。県は県の発展のためよく考慮して貰いたい。道路その他の問題も勿論重大であるが増湯問題は特によく考えてもらいたい」⁽⁶³⁾と述べている。湧出量の増加を実現するためにも、県行政が積極的に源泉開発に関わることを主張していた。また、道後湯之町を代表して奥村敬孝町会議員は「道後は温泉の施設の上にも、旅館の設備にもまた折角旅から来られたお客様の散策上の施設にもすべて不足がある」⁽⁶⁴⁾ことを認める一方、増湯問題の重要性を強調していた。「内湯もつくりたい、それには増湯問題と言ふ事があるが、もしこれが解決出来れば道後の将来は洋々たるものがある。(中略)ボーリングには費用が入り、町民の覚悟も一寸足りないのではないかと思われる。(中略)温泉と旅館は車の両輪の如きものでよくしたいと思ふが、しかし利益がなければ思ふ様には行かない。実力に欠けているところがある。実力がなく費用のない道後が大きくやれば後がつかぬ。消極策をとらざる得ないのが現在の状態であります」⁽⁶⁵⁾と述べている。道後の関係者は、現状での道後の資金力不足や旅館サービスの低さといった点に限界を抱えていたことを認識すると同時に、内湯の整備が温泉地の発展に不可欠であることを強く主張していた。⁽⁶⁶⁾そのため県行政の資金や強い権限を利用した施策の展開を期待していたのである。

座談会では様々な立場の意見が議論されたが、道後をとりまく環境（他所との競争や周辺地域の観光地化と連携）の現状認識はどの出席者も厳しいものであった。その中で、道後湯之町の関係者らは

(61) 「道後発展座談会（五）」『海南新聞』1936年10月4日。

(62) 「道後発展座談会（六）」『海南新聞』1936年10月6日。

(63) 「道後発展座談会（四）」『海南新聞』1936年10月2日。

(64) 「道後発展座談会（五）」『海南新聞』1936年10月4日。

(65) 「道後発展座談会（五）」『海南新聞』1936年10月4日。

(66) 松山商工会議所会頭の山本義晴も岩崎が提唱した増湯計画（ボーリング開発）に賛意を示している。

(多くが旅館関係者であったことも影響しているだろうが)、現状を打開する発展策として、内湯整備を重視していたのである。

では、温泉の増湯問題が喫緊の課題となる中での湯之町の温泉経営の状況について、1930年代半ばの温泉場会計の動向を確認しよう。1935年と36年の温泉場会計歳入歳出から、利用客数の減少に見舞われたにも関わらず営造物使用料が増加し、神の湯と養生湯の使用料は1935年の約38,000円から1936年の約41,000円に増加していることが確認できる。1935年には浴室利用料金を改定して、鷺の湯を3銭から4銭へ、神の湯階下の使用料を10銭に値上げしているのに加え、定期浴券利用(1月利用できる定期券)も増加したことも影響しているだろう。

支出の動向に注目すると、1930年代初頭に比べ収入が増加する中、支出の中心であった温泉場費の増加は抑えられた。また、1934年に行われた神の湯の改築費のために起債された町債1万円は翌1935年に償還している(雑支出に含まれる1万円)。1935年には温泉場事務所改築費等の費目で2,580円を支出したものの、1935年、36年ともにその他の改築費の支出はなかった。⁽⁶⁷⁾1935年、36年は使用料収入が増加する一方、支出の伸びが鈍く、新たな調査費、改築費も支出されなかったことから、1932年に行って以来3年ぶりに雑支出から一般会計に繰り入れを行っている。3年ぶりの繰り入れが可能となっていることから厳しい財政事情は、徐々に解消する状況になりつつあったと思われる。ただ、財政上の余裕が生じたものの、実際、第二期に予定した多額の費用が必要な西湯の改良事業は実現することができなかった。先の座談会で議論されたように、施設建設、サービス向上、周辺地域の連携、増湯問題など課題が山積したまま、1937年に内湯計画ならびに観光ホテル計画が具体化することとなった。

道後公園内に観光ホテルを建設する計画は、1937年5月松山商工会議所会頭らによる準備工作が進捗した。⁽⁶⁸⁾6月には関係者の話し合いが行われ、県が湯之町役場と道後公会堂の敷地を湯之町に払い下げる一方、代わりに町が費用を投じてきたドンコ堀を県に譲り渡し、県が開発を行いながら観光ホテルを建設する案が提案された。⁽⁶⁹⁾それら経費は30万円を見積もり、1株3,000円を100株、一般より公募する計画であった。⁽⁷⁰⁾7月には、県との敷地交換問題に関して、町会が承認する報道もされている。⁽⁷¹⁾10月には、町会で一連の観光ホテルに関する議案が検討され、史料2はその内容である。

史料2 議案第三三号⁽⁷²⁾

近来当町ニ来遊スル観光団体ハ逐年増加シ一団体二百人乃至七百人ヲ算フルノ状況ナリ然ル

(67) 1936年には調査費が949円支出されていたが、電力統制に関わる調査費であった。

(68) 「観光ホテル建設の準備工作進捗す」『海南新聞』1937年5月9日。

(69) 「ドンコ堀を温泉に観光ホテル建てる」『海南新聞』1937年6月16日。

(70) 「道後公園全部をホテルの庭園にする」『海南新聞』1937年6月16日。

(71) 「道後観光ホテル」『海南新聞』1937年7月12日。

(72) 松山市教育委員会事務局所蔵、昭和12年議案会議録。

ニ此間現在ノ施設ニ於テ不利不便ヲ痛感スルモノ少カラス、就中左記施設ノ如キハ其最モ緊要ナルモノト認ム仍テ來ル昭和十四年度ニ於テ財源ヲ起債ニ求メ総工費金貳拾貳万円ヲ以テ左ノ事業ヲ為スモノトス

- | | | | |
|----|----------|---|------|
| 一、 | 観光ホテル | 一棟 | 六二五坪 |
| 二、 | 温泉場設備 | | 一二四坪 |
| | 内 | | |
| イ | 一般入浴場 | 二室 | 七三坪 |
| ロ | 家族湯（貸切湯） | 六室 | 三六坪 |
| ハ | ホテル客専用浴場 | 二室 | 一五坪 |
| 三、 | 娯楽設備 | ラヂオ、撞球室、麻雀、ピンポン室、テニスコート、大弓場、子ども娯楽室兼運動室、各種運動器具等、 | |
| 四、 | 温泉プール | 二五メートル及子供用プール | |

昭和十二年十月一日提出

温泉郡道後湯之町長 梅木勘三郎

県営または組合組織で設立しようと考えられていた観光ホテル事業であったが、1937年10月の段階では町による建設が計画されていた。また、ホテル内に一般入浴場や家族湯を計画していることから、ドンコ堀開発の進展と内湯整備の実現を期待していたこともうかがわれる。ただ、具体化した観光ホテル構想は日中戦争の激化による療養所建設の影響を強く受け、道後は、銃後としての役割を求められるようになった。

3. 日中戦争期の道後温泉

(1) 療養所建設と運営の実態

1937年11月22日の海南新聞に「支那事変による名誉の負傷者が寒気と共に重傷のあとに痛みを覚たる等のため道後温泉に療養所を設け温泉療法を行ふ計画⁽⁷³⁾」が報じられた。日中戦争の激化の中で負傷する兵士の療養地の候補として道後の名がとりあげられたのである。翌12月には第十一師団軍医部長や経理部長らが道後を訪れ、町当局と打合せや視察を行った「結果、道後公会堂に浴室その他附属建築を増築し、現在の道後温泉の湯を引きドンコ堀の湯を混じて使用すべく内定し軍医部長から本省宛申請することとなった⁽⁷⁴⁾」。この決定に関して、西山助役は「勿論町当局も町民もこれが設置には反対者は人もなく、少しでも戦傷者の治療に貢献することは国家に奉仕する道だと考えて

(73) 『海南新聞』1937年11月22日。

(74) 「道後に温泉療養所」『海南新聞』1937年12月2日。

いるから町民全体はこれを歓迎し之が設置に努力を□はねばならないと考えている（中略）道後の発展といふよりも傷病者に対して十分な効果を与えたい⁽⁷⁵⁾と述べ、療養所の設置を歓迎していた。

陸軍は、日露戦争以降、常設の分院（転地療養所）を熱海、飯坂、岩屋、山代、別府に設置していた⁽⁷⁶⁾。しかし、日中戦争以降、戦傷病者の増加から、転地療養所を各地に開設し、1944年時点までに主要な部隊が管轄する多くの温泉地に療養所が設置された⁽⁷⁷⁾。道後では、1937年12月20日に「軍ノ命ヲ受ケ、公会堂ニ開設シ同月三十日ヨリ患者ヲ収容」しはじめた。あわせて12月23日には「陸軍臨時療養所設置費ニ充当ノ為左記方法ニ依り起債スル⁽⁷⁸⁾」として、道後湯之町町会で、町債8,000円、年4分での起債が計画された（その後この費用は必要とはならず借り入れは行われなかった）。これら1937年12月の約1か月の間に進められた療養所建設計画は道後公園内の公会堂に設置予定であったため、それまで計画されていた観光ホテル構想は一旦白紙になったことがうかがわれる。陸軍の療養所設置によって利用客誘致のための施策が頓挫したのであった。

療養所の運営は、善通寺を根拠地としている第十一師団が湯之町に委託し、湯之町が主体となって行っていた。1938年1月1日には、療養所施設として利用する道後公園内の施設（望月楼と衆楽館と附属建物）の所有者であった道後湯之町貴賓會長船田恒一の承諾を受け、その借用主であった野本ヨシと湯之町との間で賃貸借契約をとりかわしている。この施設の賃貸借料は1か月望月楼20円、衆楽館20円、加えて営業休止中につき70円の補償金を支払う契約であった⁽⁸⁰⁾。

1937年末に開所された道後転地療養所の動向を記した資料や道後に送られてきた傷病兵の様子を伝える資料は少なく、わずかに新聞記事からそれをうかがい知ることができる。開所して半年後の傷病兵の様子は以下のように伝えられている。傷病者の生活は、「朝六時起床後点呼を受け朝食をすませ診療治療入浴をしてから昼食です。この間マッサージをやりますからお昼まではギリギリの忙しさです。午後は五時まで公園内の散歩を許されていますがみな真面目で風紀上の課題など一切ありません。夜は六時が夕食、八時が点呼、九時が着床といふことになってい⁽⁸¹⁾」た。また、キャッチボールやテニスを行うほか、散歩が日課で活動写真やシネマを見に行くこともあり、中でも傷病兵

(75) 「傷病兵温泉療養所」『海南新聞』1937年12月4日。

(76) 陸軍軍医団『温泉療法講義録』1942年。

(77) 陸上自衛隊衛生学校修親会編『陸軍衛生制度史（昭和編）』原書房、1990年。1944年8月当時分院（転地療養所）に加え、傷痕軍人療養所も含む）が設置されていた温泉地は、層雲峡、定山溪、湯の川、碓ヶ関、鳴子、東根、上山田、那須、下部、伊東、古奈、下呂、榑原、白浜、皆生、日奈久のほか、外地にも設置されていた。

(78) 昭和13年度事務報告書、松山市教育委員会事務局所蔵、昭和14年議案会議録。

(79) 松山市教育委員会事務局所蔵、昭和12年議案会議録。

(80) 「契約書」松山市教育委員会事務局所蔵、昭和13年議案会議録。これら費用は雑費として計上されている。

(81) 「戦傷者五名道後療養所」『海南新聞』1938年3月17日では、道後に5名の傷病兵が送られたことが記事となっている。

(82) 「道後療養所の患者も減る」『海南新聞』1938年5月15日。

が喜んだのが一般の慰問面会、月5、6回訪れる演劇慰問であった。⁽⁸³⁾

1938年5月には、傷病兵の療養施設を全国に整備する計画が浮上し、道後に温泉療養所が設置決定という報道がなされた。⁽⁸⁴⁾ 傷痍軍人のための療養所を全国各地に設置する計画で、各府県では設置の陳情を行うなどその誘致運動は激しかった。四国では、温泉を備えていた道後が有力候補地であったと伝えられた。ただ、「厚生省の方では湧出量が僅少のため療養所で使用すれば営業に困りはしないかといふ」⁽⁸⁵⁾ 点が問題となっていた。その点、温泉療養所の設置の際に、一昼夜1,600石の温泉を消費するため、旅館営業に差支えがないのか、そして源泉供給や敷地1,600坪の土地を無償提供できるのか等々、町当局で協議が行われたのである。⁽⁸⁶⁾ 「道後温泉の発展策として結局譲歩して実現に邁進する意向」⁽⁸⁷⁾ と伝えられるように、協議の結果「将来療養所の設置により六万石の湯を使ふので、営業上に不足を来すものと心配されていたが今次の調査により右は杞憂にすぎず将来温泉ホテルを建設の場合でも充分配給出来ることが証明された」⁽⁸⁸⁾。このように、道後では湯之町が銃後の役割を担う存在として転地療養所を支え、新たな傷痍軍人療養所設置の際の全面的な協力を惜しまなかったのである。開発による湧出量の増加と内湯整備を重要な課題としていた道後では、軍による療養所建設を契機に源泉開発を進展させようとしていたと考えられる。

しかし、大量の源泉の提供を決断した道後であったが、翌8月に傷兵保護院から県へ「温泉療養所の件は種々調査の結果、道後温泉は其の湯量、湯温等の関係上本療養所の設置はこれを見合やすことといたした」⁽⁸⁹⁾ 旨の通知がなされ傷痍軍人療養所設置計画は頓挫した。この決定に対して町当局は「温泉量も豊富ではなく敷地その他相当地元負担があるので道後町としては相当の犠牲を払ふ覚悟で臨んではいたのであるが当局で取止めといふことに決定すれば町としては積極的に今後その誘致に乗出す考へはな」⁽⁹⁰⁾ くなっていた。新たな温泉療養所建設は、湯之町の関係者にとって多くの負担（源泉の提供による温泉経営への影響）を伴うものであり、当局のその後の姿勢にもあらわれているように積極的な誘致は現実的ではなかったといえる。ただ、新たな開発と内湯問題といった湯之町の温泉経営にとっての課題は先送りされたのである。

(2) 療養所の拡張と源泉開発

温泉療養所計画の騒動ののち、1938年10月、手狭になった公園内の施設を拡張するため、「十月

(83) 「道後療養所の患者も減る」『海南新聞』1938年5月15日。

(84) 「道後温泉に温泉療養所設置」『海南新聞』1938年5月8日。

(85) 「傷痍軍人療養所結局道後へ」『海南新聞』1938年6月23日。

(86) 「温泉を無料提供し療養所の実現」『海南新聞』1938年7月16日。

(87) 「温泉を無料提供し療養所の実現」『海南新聞』1938年7月16日。

(88) 「道後温泉量ホテルに使っても療養所に使っても何ら支障ない、町の調査終る」『海南新聞』1938年7月21日。

(89) 「道後温泉療養所見合わせの通知来る」『海南新聞』1938年8月30日。

(90) 「取止めの…道後温泉療養所」『海南新聞』1938年9月2日。

二十日十一師団經理關係者來所擴張工事受領契約締結ヲナシ即日着工⁽⁹¹⁾した。陸軍では、この施設擴張に関して以下のような上申を提出していた。

史料3 道後転地療養所増加収容施設ノ件上申⁽⁹²⁾

昭和十三年九月廿三日

第十一師団經理部長 富家泰三

陸軍大臣 板垣征四郎殿

(中略)

一、方針

患者一〇〇名ヲ借上ニ依リ増加収容ス但シ本施設ハ稍々長期ニ亘ルヲ予想セラルルト患者ノ管理上ノ關係ヨリ旅館借上ヲ避ケ集約収容トシ温泉場、炊事場、物療室、治療室ハ現ニ借上中ノモノヲ併用ス尚現在借上中ノ衆楽館及望月館ノ収容患者ハ管理上努メテ今次ノ借上建物ニ一括セシム

二、要領

1、道後湯之町々長ヲシテ病棟一棟（食堂、厨房、洗面所ヲ附ス（別紙平面図））ヲ所要ノ位置ニ建設セシム

本病棟ハ将来ヲ考慮シ陸軍ニ於テ設計指導監督ス

2、寝具及所要ノ備品ハ町長ヲシテ供給セシム

3、前期建物借上料及寝具備品ノ損料並經常費タル電燈料、入浴費（火夫、燃料）、掃除費、管理費、什器、建物等ノ補修費等一切ノ経費トシテ陸軍旅費規則第五表宿舍料（五割増）一人日額四八錢ヲ以テ常續借上ク、一〇〇名ニ対シ月額所要一四四〇円

4、糧食

現行ノ通り一人日額一円（下士官兵）ヲ以テ町長ヲシテ請負ハシム

日露戦争時、温泉地に設けられた転地療養所の多くは既存の旅館を借り上げて運営することが多かった。戦闘のたびに増加する傷病兵が内地に送還され、各地の衛戍病院に収容される中、絶対的な病床不足によって、転地療養所は急遽設置されたのであった。ただ、旅館の借上げは費用面のみならず傷病兵の管理面でも多くの負担が生じることとなった。道後には遊郭も存在していたこともあって、傷病兵の療養と生活面での管理を徹底する必要があったためだろう。長期におよぶことが予想される療養所運営において第十一師団は、新たな病棟について道後湯之町に建設を委託し、湯之町は陸軍からの示命に基づいて建設計画を策定した。そこでは、「第十一師団經理部ヨリ道後公

(91) 昭和13年度事務報告書、松山市教育委員会事務局所蔵、昭和14年議案会議録。

(92) 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C01006986200、大日記乙輯昭和13年（防衛省防衛研究所）」。

園東トラック内ニ左記第一号内至第四号ノ建物ヲ新築シ之ガ内容整備方示命ヲ受ケタリ而シテ此工事費及内容整備費共金貳萬五千元ハ軍部ノ都合ニ依リ既設ノ分ト同様毎月使用料トシテ月割償却スルヲ以テ町ニ一時之ヲ支弁スベキ筈ナリ⁽⁹³⁾』とされ、同日2万円の町債を起債している⁽⁹⁴⁾。12月には新たな契約が交わされ、その契約書では安藤部隊経理部長三徳徳次郎と湯之町町長との間で転地療養所として建設される建物の賃貸借契約がなされた。期間は昭和13年12月30日から昭和15年1月31日までの間、賃貸借料は「一ヶ月金貳千壹百九拾五円也（別紙算定内訳参照）」⁽⁹⁵⁾とされ、将校単価67.5銭（1月延べ人員180名・収容人員1日6名）下士官以下単価40銭（1月延べ人員4,320名・収容人員1日144名）であった。

転地療養所の拡張が実現した1939年以降、再び湧出量の増加を実現するための源泉開発が計画されるようになった。背景として、「新春来記録的增加を示しつつある道後温泉の入湯客は春の訪れと共に一層激増するものと観られ、一面、善通寺道後療養所の拡張に伴ふ患者の増加、松山陸軍病院患者の入浴増加など従来一日の入湯客最高二千四五百人であったものが最近は三千人を突破し勢ひ湯の温度が低く、一般浴客に対し不便を来⁽⁹⁶⁾』していたためであった。好況のほか、厚生運動の下で健康増進の名目で温泉地を訪れる人々が増加したため、年間80万人台であった利用客数は38年以降急増し、39年には100万人を回復した。利用客増加と療養所運営の展開といった事情の中で、道後では、源泉不足が深刻な問題となってくるのである。

その後、源泉開発を行うための調査を含めボーリングを計画した。翌1940年からの源泉開発へ向けての調査のため、日本温泉協会に調査員を依頼し、小林博士が1939年5月に源泉調査を行った⁽⁹⁸⁾。そこでは、温泉場中心地域の開発は難しいものの、ドンコ堀や湧ヶ淵など周辺地域での源泉開発が期待された⁽⁹⁹⁾。その後、調査、開発が進められ、戦時中に湧出量増加を成功させたものの本格的な利用は第二次大戦以後となった⁽¹⁰⁰⁾。

では、療養所運営がはじまった1938年と翌1939年の湯之町における温泉場会計から療養所運営と温泉経営の実態について見ていこう。表4は日中戦争勃発から1940年代の温泉場会計で、史料上の制約から1937～40年、43年のみの記載となっている。療養所が設置された1937年から温泉場会計には、歳入費目に陸軍臨時療養所収入、臨時部歳出費目に陸軍療養所費が設けられた。療養

(93) 議案第42号、松山市教育委員会事務局所蔵、昭和13年議案会議録。

(94) 議案第41号、陸軍臨時転地療養所拡張費ニ充当ノ為左記方法ニ依リ起債スルモノトス
松山市教育委員会事務局所蔵、昭和13年議案会議録。

(95) 「契約書」松山市教育委員会事務局所蔵、昭和14年議案会議録。

(96) 「道後療養所の温泉」『海南新聞』1939年2月7日。

(97) 関戸明子『近代ツーリズムと温泉』ナカニシヤ出版、2007年。

(98) 「少ない霊泉へ活」『海南新聞』1939年5月19日。

(99) 「第一源泉も有望だ」『海南新聞』1939年6月1日。

(100) 1940年代以降の開発の動向については、松山市『道後温泉』に詳しい記述がある。また、前掲注14の、景浦論文にも掲載されている。

表4 日中戦争以降の温泉場会計

(単位：円)

		費目	1937年	1938年	1939年	1940年	1943年
歳入	經常部	営造物使用料	75,819	90,648	107,646	118,576	222,805
		雑収入	1,232	2,582	3,864	5,854	5,977
		陸軍(臨時)療養所収入(A)	16,652	78,410	129,555	84,402	34,789
		繰越金	11,314	9,789	39,589	64,760	86,913
		町債		20,000			
		国庫補助金				960	1,870
		財産売払代					13,000
		歳入合計(B)	105,017	201,429	280,654	274,552	365,354
		療養所費の割合(A/B)	15.9%	38.9%	46.2%	30.7%	9.5%
		費目	1937年	1938年	1939年	1940年	1943年
歳出	經常部	営造物温泉場費	39,976	41,142	51,057	58,625	94,239
		財産費	507	507	507	507	1,227
		諸税	563	582	562	287	
		雑支出					2,737
		積立金				1,018	21,007
		歳出經常部合計	41,046	42,231	52,126	60,437	119,210
	臨時部	公債費	13,329	14,662	33,448	13,115	13,115
		寄付金	682	662	5,573	712	12,280
		鷺谷遊園地施設費	30	30	30	30	50
		調査費	3,622	2,733	3,131	2,928	2,478
		雑支出(一般会計繰入)	15,000	20,000	25,842	28,000	43,180
		補助費	700	650	700	700	3,130
		陸軍(臨時)療養所費(C)	20,820	80,871	93,344	72,209	31,268
		源泉掘削費			1,459	30,845	26,797
		温泉場営繕費本年度支出額			240	18,299	
		営繕費				1,750	
		土地買収費					4,697
		積立金					5,000
		湯釜薬師移転費					
		歳出臨時部合計	54,183	119,608	163,767	168,588	141,995
		歳出合計(D)	95,229	161,839	215,893	229,025	261,205
		療養所費の割合(C/D)	21.9%	50.0%	43.2%	31.5%	12.0%
		療養所(歳入-歳出, A-C)	-4,168	-2,461	36,211	12,193	3,521

出所) 表2と同じ。

所費の歳入に占める割合は高く、1937年16%であった割合は1939年には46%に上昇している。1938年の歳入では使用料は「療養所使用料当初ノ分月千五百四十五円、延十二か月分一八五四〇円拡張後分月二一九五円延二ヶ月二日分六七二六円六一銭⁽¹⁰¹⁾」で計算された。公会堂及び望月楼、衆楽館の使用料として1,545円が支払われ、新病棟建設後は湯之町が起債した2万円を含め、建設費を

表 5 療養所の収入と支出

(単位：円)

		1938 年	1939 年
療養所収入	療養所使用料	25,267	36,248
	療養所賄金交付金	52,812	92,921
	雑収入	331	386
合計		78,410	129,555
		1938 年	1939 年
療養所費	給料	1,376	1,744
	雑給	1,795	2,404
	需用費	11,454	7,666
	賄費	43,217	79,452
	修繕費	1,146	1,979
	建築費	21,882	100
合計		80,871	93,344

出典) 表 2 と同じ。

月割りで支払うため余分に 2,195 円を加えていたのである。⁽¹⁰²⁾ 表 5 は 1938 年と 39 年の療養所費の内訳を表したものである。療養所費の収入は設備等の使用料と傷病兵の食事等の賄費で構成されていた。1938 年度の賄交付金は延 157,666 食分として約 53,000 円であった。ただ、当初の目標に達することができなかつたため、予算 7 万円を大きく下回っていた。一方、支出として、療養所で働く者への賃金が給料、雑給として支払われていた。1938 年の人件費は書記 3 名、掃除夫 4 名、洗濯婦 1 名 (5 名で 900 円程度)、臨時雇に支出され、また賄費の中から料理人 1 名 (約 600 円)、助手 2 名、火夫 2 名、雑仕人 3 名への賃金も合計で約 3,000 円程度支払われた。支出の大半は、傷病兵に供される食事の原材料費で兩年共に数万円を支出していたのである。1938 年度は新病棟の建設費を町が肩代わりしていたため収支は赤字となっていたが、のちに償還される費用であることから、療養所運営は地方行政機構である湯之町にとって運営の負担が伴うものの、収支を悪化させるものではなかった。

1939 年度の療養所使用料は、建設費の支払いが 1 月末で完了したため、4 月から 1 月までの 10 か月分 33,470 円、2 月 3 月の 2 か月分 2,778 円をあわせた約 36,000 円であった。賄交付金は延べ 277,284 食で予定よりも多くの人員がいたことが記載されている。⁽¹⁰³⁾ 1939 年度は利用客数が増加、営造物使用料も 10 万円を突破し、上述したような源泉開発の計画と調査が実施された。ただ、1940

(101) 昭和 13 年度温泉場会計、松山市教育委員会事務局所蔵、昭和 14 年議案会議録。

(102) 昭和 13 年度事務報告書、松山市教育委員会事務局所蔵、昭和 14 年議案会議録。

(103) 賄費 66,859 円の内訳は、鶏卵 2,639、精麦 2,785、精米 15,682、蒲鉾類 1,840、醤油・酢 1,202、菓子 142、調味料・漬物 6,475、野菜・乾物 14,340、肉類 6,742、生魚 9,027、鶏肉 2,518、砂糖 836、花鰹 619、餛飩 338、メリケン粉 291、豆類 823、牛乳 169、氷 42、パン 167、餅 182 であった。

年以降、使用料等に大きな変更があった。賄費に関してこれまで将校1円40銭、下士官1円であったものが「軍部ノ経費節約方針ニヨリ四月一日即チ新年度ヨリ将校一人一日八五銭（内入浴料五銭）下士官以下七五銭（内入浴料五銭）ニ減少⁽¹⁰⁴⁾」したのであった。加えて、1940年4月以降望月楼と衆楽館の契約を解いたため使用料も減額したこともあり、こうした節減の効果によって1940年度の療養所収入は減少した。しかし、1940年以降も利用客数増加が続く影響で使用料収入は増加し、その後約10年ぶりに源泉開発と浴室改築が実現した。1940年代以降療養所収入の割合が減少する中で利用客数が増加することで再び温泉経営は新たな展開を迎えていくことになる。

おわりに

1920年代後半に利用客数のピークを迎えた道後温泉は、その後の恐慌や他の温泉地との競争の中で、利用客数の急減と温泉地としての地位低下を経験することとなった。第一次大戦期から1920年代にかけて行われた改良事業資金の償還が1920年代後半以降、道後湯之町の行財政運営に重く負担となる中、限られた資金で事態の打開を図ろうと模索し続けたのである。しかし、資金難によって小規模にならざるを得ない改良事業では利用客数の回復が困難で温泉経営は厳しい状況を迎えていた。加えて、事態の打開に向け愛媛県行政が新たな観光施策を計画したものの、いずれも資金難や見通しの甘さを原因に実現することはできなかった。道後温泉は1930年代以降の旅行ブームの中で、都市住民のニーズに対応できない温泉地となったのである。

しかし、日中戦争勃発以後、転地療養所建設が計画され、道後温泉は「銃後」としての役割を担うこととなった。この療養所建設によって当初計画していた改良事業は中止されたが、1930年代末期の厚生運動の高まりと戦時景気の中での利用客数の増加によって、温泉経営は持ち直し、傷病兵や利用客に提供するための源泉開発が進められた。ただ、戦時中の開発によって源泉の湧出が認められたものの、道後に内湯が整備されるのは第二次大戦以降のことであった。

道後では、外湯のみの温泉経営から脱するため、湯之町当局は内湯設備の整備を企図するとともに、常に新たな源泉開発を指向し続けていた。しかし、温泉地をとりまく環境の変化に対応できなかった道後では、資金不足等の事情から自ら事態を改善させることが困難であった。ただ、厚生運動や戦争による転地療養所建設といった事態によって新たな源泉開発への道筋がつけられたように、1930年代後半の道後は、療養所運営といった「銃後」の役割を梃にして、利用客数増加を実現することで温泉経営を回復させたのであった。

（一橋大学大学院経済学研究科専任講師）

(104) 昭和15年度事務報告書、松山市教育委員会事務局所蔵、昭和16年議案会議録。